

意見書

平成 25 年 8 月 7 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな)ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな)でいえずえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

電話番号 078-341-3255

電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 DSL 事業者協議会

検証項目		意見
NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	1 指定電気通信設備制度に関する検証	「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 24 年度第 4 四半期(3 月末))」によれば、NTT 東西殿は FTTH で 72.5%、0ABJ-IP 電話で 62.2%のシェアを占めており、市場支配力を維持している状況に変化はありません。市場支配力を行使する可能性がある以上、指定要件及び第一種指定電気通信設備の対象については、今後も引き続き継続して競争環境を維持すべきと考えます。
	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	
	3 その他	昨年度の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」において当協会から指摘させていただいた NTT の工事会社と名乗る会社(東日本エリア)から「近日 NTT のメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」という虚偽の説明により営業を行なっている事例については、「営業マニュアルを策定の上、研修等を通じて適正な営業活動に関して指導徹底をするとともに、場合に応じて契約解除を行う規定を設ける等、販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている。」との報告をいただいておりますが、今年度も同じ虚偽説明と思われる事例がありました。適正な営業活動に関する指導の更なる徹底をお願いするとともに、実施状況の報告など、第三者が検証できる対応を行う必要があると考えます。

以上